

会見年月日	令和7年6月4日（水曜日）	
担当課	社会福祉課	（担当者名：富田、和田）
問い合わせ先	TEL：0791-43-6809	（内線：2142） FAX：0791-45-3396

## 高齢者に対するバス運賃について

### 1. 趣 旨

赤穂市では、公共交通機関であるバス路線を維持し、市民の皆様の足を確保するため、コミュニティバスをはじめ路線バスの運賃を令和6年10月より200円に統一し、運用してまいりました。

令和7年7月より、市内在住の75歳以上の高齢者を対象として、バス運賃の助成を行い、高齢者の外出を促し、フレイル予防や健康寿命の延伸に努めてまいります。

### 2. 内 容

#### (1) 助成対象者

赤穂市に住民登録がある満75歳以上の高齢者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書の所持者を除く。）

#### (2) 助成上限額

年間5千円

申請に基づき年度内利用可能な助成券（1枚につき100円。50枚つづり）を交付します。

利用者はバス1乗車につき助成券を1枚提出し、残りを現金で支払ってください。

#### (3) 利用可能バス

市内路線バス、市内循環バス「ゆらのすけ」、東備西播定住自立圏域バス「ていじゅうろう」

#### (4) 申請受付

令和7年7月1日より

#### (5) 申請窓口

社会福祉課、※各公民館（中央公民館を除く）

※各公民館については、後日交付となります。

#### (6) 申請に必要なもの

本人確認書類（マイナンバーカード等）